

お客様各位

シーシーエス株式会社

ストックホルム条約(POPs 条約)の使用禁止物質への対応に関するお知らせ

このたび、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)の附属書 A(廃絶)に新たに 3 物質(デクロンプラス、UV-328、メキシクロル(以下：規制物質とする))が追加となる通知が発令されました。

弊社の製品における POPs 条約への対応について、下記の通りご報告いたします。

— 記 —

1. 概要

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POP s 条約) 締約国会議 (COP11) が開催され、規制物質の廃絶が決定しました。

条約締結国は、各国の法令にて規制内容と規制開始時期を制定することが求められており、各国の法令で規制物質を含有した製品が規制された場合、2025 年 2 月 26 日以降、該当する製品を流通、販売できなくなる可能性がございます。

2. 規制国

EU (欧州連合)、シンガポール、英国

※上記は、本紙発行時点での予定ですので、3. 対象製品に記す製品を国外に輸出される場合は、各国の当該条約に関連する最新の規制内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

3. 対象製品

別紙 1. 対象製品リストに記載されている機種が、規制物質を含有する製品です。

4. 対応

製品を構成する一部の材料に、規制物質であるデクロンプラスと UV-328 が含有していることが判明いたしましたので、規制物質を含有しない材料に置き換え、規制適合製品への切り替えを進めております。

規制国、地域向けの規制適合製品につきましては、順次対応しております。

未規制国、地域につきましては、規制適合製品への切り替えが完了するまでの間、規制未対応製品での出荷を継続いたします。

なお、本変更に伴う製品の機能、性能は、従来品から変更ございません。

当該規制に関する製品については、お手数ですが弊社担当営業までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

以上

別紙1 対象製品リスト

■電源・コントローラー

製品名
PJ-1505-2CA
PJ-1505-2CD24
PJ-1505-3CA
PJ-1505-3CD24
PJ2-1505-2CA-PE
PJ2-3005-4CA-PE
PD2-1012(A)
PTU2-3012(A)
PTU2-3024(A)
PSCC-60048(A)
PSCC-30048(A)
POD-5024-2-PEI
PD3-3024-3-PI
PD3-3024-3-SI(A)
PD3-3024-3-EI(A)
PD3-5024-4-PI(A)
PD3-5024-4-SI(A)
PD3-5024-4-EI(A)
PF-A4048-2
PSB-524V(A)
PSB3-30024
PSB4-30024-PEI
PSB4-60024-2-PEI

※特注品につきましては、弊社担当営業までお問合せください。

■ 偏光板

製品名
PL-LDL2-41X16
PL-LDL2-80X16
PL-LDL2-119X16
PL-LDL2-74X30
PL-LDL2-218X30
PL-LDL2-266X30
PL-LDL2-146X30
PL-LDL2-98X30
PL-LDL2-33X8-HO
PL-LDL2-158X16
PL-LDL2-122X30
PL-LDL2-19X4-HO
PL-LDR-PF-54
PL-LDR-PF-75
PL-HLDL3-450-VE
PL-HLDL3-450-HO
PL-HLDL3-600-HO

※特注品につきましては、弊社担当営業までお問合せください。

尚、下記製品シリーズは、現在調査中です。わかり次第改めてお知らせいたします。

- ・照明コントローラー CX シリーズ
- ・CCS AIttec 高出カライン照明シリーズ
- ・偏光フィルター PL-40/PL-46
- ・偏光板 PL-LDL-130X15/PL-LFV3-35

■ お問合せ先

本件に関し、ご不明な点等ございましたら、弊社担当営業までお問合せください。

京都本社・西部営業所	075-415-8277
東京営業所	03-4346-0560
名古屋営業所	052-541-6550
仙台営業所	022-224-9101
UVビジネス営業課	075-415-8277